

# 令和6年度 枚方市立菅原東小学校危機管理マニュアル

## I. 危機管理の基本方針

### I. 危機管理マニュアルについて

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。

しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのため、学校内の施設・設備の安全点検を充分に行うとともに、犯罪及び災害の予防に努め、避難訓練等の安全教育を通じて被害を最小限にとどめるとともに事後のケアを的確に行うことが大切である。また、近年の学校外での児童をねらう犯罪の多発化から、児童の登下校時の安全を確保し、犯罪の未然防止に努めるとともに、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

よって、ここに菅原東小学校危機管理マニュアルを学校保健安全法に基づき策定し、6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、防犯・安全確保に努める。

### 2. 危機管理の目的

- ①子どもと教職員の命を守ること(特に子どもの生命・安全確保を最優先)
- ②子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

### 3. 想定される危機

- ①台風などの気象災害や地震などの自然災害による危機
- ②火災や器具等の取扱い方、学校施設などの事故による危機
- ③不審者等による外部や学校生活上のトラブル等の内部の人によって引き起こされる危機

### 4. 基本的な危機対応

- ①危機の予知・予測、未然防止に向けた取組み(平常時の対策)
  - (ア)緊急連絡体制の整備(年度当初)
    - (イ)危機管理マニュアルの整備・見直し等危機管理に関する文書の整理
    - (ウ)学校内の施設、設備の点検(毎月1回、全教職員が運動場(遊具)、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段等)
  - (エ)危機管理に関する研修・訓練の実施(年1回以上) (オ)安全教育の実施(年1回以上)

校長	全体の総括
教頭	安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全の組織活動に関する事項、外部連携、危機管理マニュアルの見直しと徹底
生徒指導部	施設・設備の点検、安全確保に関する点検(毎月1回)、防災・防犯・避難訓練の計画・実施、教職員研修の計画・実施
学級担任	安全教育の実施(避難方法、避難経路の確認、防犯訓練、対応・避難の仕方、通学路での安全、水難防止等)、施設・設備の点検(毎月1回)
支援学級担任	配慮を要する児童の安全に関する事項、安全確認方法の周知
養護教諭	児童の健康状態、要観察者の状況・かかりつけ医療機関の把握、救急病院の把握、負傷者搬送時の必需品の確認・準備
その他教職員	安全点検(毎月1回)、施設設備の点検管理、安全教育

- ②危機発生時の適切かつ迅速な対応(緊急対応、危機発生時の対策)

- (ア)冷静な初動対応(状況の把握、避難誘導等の安全確保、应急対策の実施、諸連絡)
  - (イ)組織的な対応(人員の確保、役割分担、体制の確立、対策本部の設置、本格的な対策の実施)
  - (ウ)正確な情報収集と情報の共有化、組織外への適切な情報提供などの情報管理
- (エ)状態把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引渡しなど、児童への対応
- (オ)記録の作成・保存(事故・事件等の概要、警察等関係機関との連携状況、報道機関等への対応など)

# 学校安全（防犯及び防災）計画

総指揮 校長	(1) 非常の場合の組織						
	● 総務班〔教頭〕	◇ 教職員・児童への連絡					
		◇ 放送設備を使って各学級へ連絡（災害発生と同時）					
		◇ 消防署・市教委・警察署その他関係諸団体との連絡					
		◇ 重要物件の非常持ち出し〔主事〕					
	● 避難誘導班〔学級担任・少人数担当〕	◇ 児童の避難誘導及び収容に関すること					
		◇ 集合…運動場アスレチック側（フェンスにクラス名を掲示）、 または、体育館。すぐに児童数を報告。					
		学級担任→教頭→校長					
	◇ 配慮を要する児童の避難…担当者及び最も近くにいる教職員						
	● 救護班〔養護教諭〕	◇ 児童の衛生管理					
		◇ 要救護者の救護にあたる					
	● 消火班〔校務員〕	◇ 火災予防及び消火に関すること					
		◇ 児童の安全避難後、初期消火にあたる					
	● 管理棟見回り〔1F：教務主任 2F, 3F：担外①担外② 体育館：担外③担外④〕						
	● ハンドマイク〔教頭〕						
	● 各校舎トイレ見回り〔原則として、各学年1組の担任〕						
	(2) 集合場所	運動場アスレチック側（体育館）、朝礼の順で校舎の反対側を向いて並ぶ					
	(3) 避難訓練	6月… 不審者	8月… 台風	11月… 火災	1月… 地震		
	(4) 基本的な心得						
	〈地震に対するもの〉						
	イ. 児童が室内にいるときは、担任の指示により机下に伏せ、出入り口の戸は開けておく。 静まってから冷静に室外に避難する。（とび出し、とびおりをしない）						
	ロ. 児童が室外にいるときには、すぐ行動を中止し、姿勢を低くして建物から離れる。						
	ハ. 室内に火気のある時（理科室・家庭科室・教室暖房中等）は、まず消火し、電熱・ガス・電灯等のスイッチを切る。						
	〈台風に対するもの〉						
	イ. 児童は速やかに帰宅の用意をして、教室の戸締まりをきちんとし、地区別児童会の教室に集合する。						
	ロ. 地区担当は、児童を地区まで送りとどける。						
	〈火災発生に関するもの〉						
	イ. 教師の指示や放送をよく聞く。						
	ロ. カーテンを開け、窓を閉め、直ちに電気・ガスの始末をし、出入り口の戸を開ける。						
	ハ. 学用品はそのままにし、上靴のまま外に出る。						
	ニ. 勝手な行動は一切しない。						
	ホ. 煙や有毒ガスを吸わないよう、ハンカチ等を口にあて、低い姿勢をとる。						
	ヘ. 前の人を押したり追い越したりしないこと。低学年や身体の弱い人を優先させる。						
	ト. 校舎内では早足、外に出たら駆け足（前の人を押さない）。						
	チ. 狹い通路（職員室と南館の間、飼育小屋の付近等）を通るとき、特に押し合わないこと。						
	リ. 休憩時間での火災の場合は、屋外にいる児童は、そのまま運動場に行って並ぶ。 校舎内で火災を知った児童は、近くの教職員の指示に従う。だれもいない場合は、一番近い出口から避難する。						
	ヌ. 教職員は、児童全員の人数を確認し、窓・戸を閉め、出席簿を携行して誘導する。						
	〈不審者の侵入に関するもの〉						
	イ. 非常ベルを鳴らす、防犯ブザーを鳴らす、笛を吹くなどして周囲に危険を知らせる。						
	ロ. 近くに児童がいる場合は、すぐ逃げるように指示。児童と不審者の間に入り、児童の安全を確保する。						
	ハ. 攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机や椅子、ほうき、消化器等の防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。さすまたが5本あるが使用は慎重に使用する。						
	ニ. 児童が捕らえられている場合は、不審者に対して、刺激するような言動は行わず、冷静になるように説得する。						

## 2. 火災の防災対応

### I. 平常時の対策

災害予防の万全を期して、次のことを特に留意する。

- ①火気、電気、ガス、薬品等の設置とその取り扱い ②消火栓の点検と消化器の機能保全
- ③防火シャッター等の火気使用設備機器の周辺の整理整頓 ④避難経路の点検、危険物の除去等安全確保
- ⑤教職員の危機管理意識 ⑥火災の恐ろしさや有効な避難の仕方について日頃から、児童に指導

[火気取締担当場所・責任者]

校長室、職員室、印刷室、事務室、PTA室、階段倉庫、施設管理員室・更衣室・相談室・教材室					西
校務員室・清掃用具室	橋本	放送室・少人数教室①・PC室	宮崎	図書室	岡田
保健室	河野	家庭科室	甲元	音楽室(準備室)	森本
体育館・プール・体育倉庫	井	少人数教室②	松村	理科室(準備室)	鬼頭
調理場	中嶋	下足室	北	各教室・各トイレ	各担任

### 2. 火災発生時の対策

#### I. 初期対応 ~児童の安全確保を最優先~

- ①火災等非常事態発生の場合、直ちに口頭や放送、サイレン等で校内に知らせる。
- ②火災報知ベルが鳴った場合や火災を認知した場合は、直ちに一切の授業や行事を中止し、初期消火に努める。
- ③窓を閉め、ハンカチ等有毒ガスの吸引を防ぐ用意をする。(低い姿勢)
- ④火災発生の場合、速やかに消防署及び教育委員会に連絡する。必要に応じて右記連絡先に通報する。

#### II. 避難誘導と児童管理

- ①放送の指示に従い、避難経路図により避難する。(火災発生場所により、経路は変わる)
- ②各担任が、担当学級児童或いは隣接学級児童を速やかに運動場まで避難誘導させる。
- ③休憩時間中の場合、児童は、放送の指示や自らの判断で速やかに運動場に避難する。
- ④運動場に整列後、人数確認をし、校長に報告する。 ⑤負傷者の状況確認を行い、校長に報告する。

#### III. 役割分担

- ①毎年の「消防計画」の記載の「自衛消防組織表」に基づき、児童の安全確保を最優先にしながら、校舎・備品・公簿類の被害を最小限に止めるため、職員は、次の分担により行動する。

指揮	校長	・自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令
通報	教頭	・全体の状況把握と児童の避難の必要性の判断と指示(含校内緊急放送) ・消防機関(警察)への通報と消防隊、関係機関への情報提供
誘導	北・河野	・火災の状況の把握と避難経路の安全確認、安全な避難誘導 ・避難誘導・児童の安全確保後、消火活動・救護活動の応援
	学級担任 支援学級担任	・児童の避難誘導・人員確認・安全確保(運動場に朝礼隊形で整列する) ・行方不明児童の捜索、消火活動・救護活動の応援(児童の安全確保後)
消化	担任外	・出火場所への急行 ・消火器具(消火器・屋内消火栓)による初期消火
救護	星野	・応急救護所の設置、負傷者の応急手当、負傷者氏名の確認とリスト作成 ・救急隊との連携(搬送準備と手配、救急車同乗及び搬送先からの連絡) ・負傷者と保護者への対応
搬出	北村・仲地	・重要書類の持ち出し、及び管理

#### IV. 休業日、夜間等執務時間外の対応

日直、学校施設管理員は学校警備の任にあたり、火災発生時には臨機応変の処置を執る。

- ①消防機関(警察)へ通報する。
- ②校長、教頭に急報する。必要な場合は、サイレンの吹鳴等により校下に応援を求める。
- ③校長(教頭)は直ちに現場に駆けつけ、教職員を非常招集し、教育委員会に連絡する。
- ④在校者等校内にいる者全員で通報、連絡、初期消火を行う。

### 3. 地震の防災対応

#### (1) 平常時の対策

- ① 平時より学年に応じて指導し、発生時には教師の指示に従って、落ち着いた行動が取れるようする。
- ② 校舎の耐震性や落下物、通学路等の点検を行う。
- ③ 登下校時での対応（避難場所、避難方法、連絡先・方法等）についても指導しておく。

#### (2) 地震発生時の対策

枚方市教育委員会「地震発生時における学校の対応について」（別紙参照）に基づき、対応する。

#### I. 安全確保と火気の始末

- ① 地震発生時は、教室内に留まり各自机の下に入る等、身辺の安全確保をする。
- ② 出入り口の開放、窓の開放等、避難経路の確保、火の始末に努める。

#### II. 情報収集と避難誘導

- ① 摆れが収まつたら児童の安否確認や救助、施設の被害状況、周りの状況等の情報収集を行う。
- ② 落下物等の危険から身を守る処置を講じて、避難する。
- ③ 火災場所から遠ざける避難の指示と誘導を行う。階段使用不可の場合、救助服路等の活用を行う。

#### III. 避難の経路図等

「火災の防災対応～※避難時の使用階段及び避難順路～」参照

#### IV. 避難場所での対応

避難場所では、人数確認と児童管理を行う。必要に応じて救急車の手配をする。

#### V. 学校災害対策本部の設置（役割分担）

役割	活動内容
本部	・災害対策の総括指揮、応急対策の決定 ・災害弱者への配慮・全体の状況把握と児童の避難の必要性の判断と指示 ・PTAとの連絡調整 ・通信機器、電源の確保
児童管理：避難否認導入	・児童の安全確保、児童・教職員の安否確認、負傷者の把握 ・第二次避難誘導、安全確認 ・児童の人員確認・行方不明者の把握、報告、捜索 ・第二次避難場所への安全確認 ・保護者への児童生徒の引渡し、引渡場所の指定 ・保護者の迎えがない児童生徒の保護 *負傷者対応→救護班に応援
消防点検安全	・被害状況の把握 ・校舎施設設備の安全点検、危険物の除去 ・初期消火活動 ・危険箇所の処理、危険箇所の立入禁止の措置 ・避難場所の安全確認 ・第二次避難場所の安全確認・避難、救助活動の支援
救護	・応急手当、病院への搬送 ・負傷者の救出、救命 ・応急手当備品の確認 ・医療機関との連携、医療の援助の判断 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ・学校施設内のチェック
支援避難者対応	・市および自主防災組織と連携した避難所の開設及び運営支援 ・避難住民の誘導 ・避難住民のうちの負傷者の応急手当 ・学校施設設備の安全点検

#### VI. 避難場所の開設・運営支援

「菅原東小避難所開設・運営マニュアル」及び「枚方市防災マニュアル」「枚方市避難所運営マニュアル」に従う。

#### VII. 非常災害時の配備体制

配備区分	配備時期	配備体制	時間外
1号配備	災害発生のおそれがある場合 枚方市域で、震度5弱	校長、教頭 指示により避難所設置	2名
2号配備	小規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5弱	校長、教頭、北、仲地 指示により避難所設置	約25%
3号配備	中規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5強	校長、教頭、北、仲地、他 指示により避難所設置	約50%
4号配備	大規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度6弱以上	全教職員 避難所は自動設置	全教職員

## 地震発生時における学校の対応について

状況 パター ン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;"><u>臨時休業</u></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。</p> <p>※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

## 4 風水害の防災対応

### (1)平常時の対策

- ①平時より学年に応じて指導し、発生時には教師の指示に従って、落ち着いた行動が取れるようになる。
- ②「非常変災時における措置について」を年度当初に配布し、児童や保護者に、その対応について周知する。
- ③ハザードマップ等を活用して、在校時以外の風水害による避難の方法、避難先等を指導する。
- ④その他は、「火災の防災対応」に準ずる。

### (2)風水害発生時の対策

- ①予報に注意し、風水害の発生の状況によって、校長の指示により下校等の適切な措置をとる。
- ②「非常変災時における措置について」に基づき、段階に応じた措置を行う。
- ③在校中に「暴風雪」及び「洪水警報」が発令された場合、学校待機とし保護者のお迎えとする。
- ④特別警報が発令された場合も学校待機とし、教育委員会と連携して対応する。

### 非常変災時における措置について

#### 1 午前7時現在

枚方市に特別警報が発表されているときは、臨時休校。

枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

#### 2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時(9:30)より授業。

#### 3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時(10:35)より授業。

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

#### 4 登校後

枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、原則、学校待機。

雨量・通学路の状況をふまえながら、子どもの安全の確保が確認でき次第、ミルメール等で保護者へお知らせし、引き渡し下校。

## 5 学校の警備・防犯対応

### (1) 平常時の対策

#### I. 校内巡回

- ①始業前、授業中、休憩時間、放課後等に空いている教職員が率先して巡回する。
- ②休憩時間等、できるだけ児童と遊んだりして過ごしながら、危機予知に努める。

#### II. 施設・設備の対応

- ①正門(児童の登校時以外)・通用門(児童の登校時以外)を閉鎖・施錠する。
- ②正門に校門安全監視員の常駐する監視ボックス、監視カメラ、インターホンを設置する。
- ③警笛(ハイツベル)（教職員及び児童）、防犯ブザー（教職員）、携帯電話（教職員）を携帯する。
- ④緊急時に使用する長棒、刺股、催涙スプレー、ネット等の防御用具の整備を行う。
- ⑤管理棟や教室棟1階の非常口を内側から施錠する。

#### III. 児童への対応

- ①「自分の身は自分で守る」大切さも含めた安全教育の徹底を図る。
- ②安全教育や避難訓練を含めた防犯・避難訓練も含め、折に触れる緊急時の対応について説明しておく。

#### IV. 校外学習や学校行事等への対応

- ①事前に無理のない綿密な計画を立てるとともに、必ず下見を行い、安全を十分に確認する。
- ②万一の事態が発生した場合の連絡方法、安全確保の方策、役割分担等をあらかじめ定めておく。

#### V. 地域や家庭、関係機関との連携

- ①学校参観や地域住民が学校を日常的に活用する場や機会の提供など「開かれた学校づくり」を進める。
- ②PTAと協力して、名札の着用の励行、登校指導を進める。
- ③地域や家庭、関係機関と協力して、パトロールや安全点検を行う。
- ④通学路の点検と危険箇所の把握をPTA及び地域と連携して進める。
- ⑤「児童一人ひとりの安全マップ」（危険箇所記載）を作成し、周知する。

#### VI. 教職員研修等

- ①関係機関（警察等）による研修を実施する。外部の各種研修会で学んだことを全職員に周知する。
- ②教職員の連絡網を確立し、非常の場合は直ちに出勤できる体制を整える。
- ③備品や私物等の保管場所や保管方法などについて、十分に配慮をする。

### (2) 事案発生時の対策

#### I. 事実の把握及び現場の保存

- ①緊急時には、ブザー、非常ベル等を利用し、全児童・教職員に知らせる。
- ②連絡を受けた教職員は、速やかに現場に出向き、児童の安全を最優先に適切な対応を行う。
- ③被害状況を可能な限り把握して、管理職に報告する。
- ④管理職は、必要な対応について指示するとともに、状況を判断の上、警察等に通報する。

#### II. 応急措置

- ①二次被害に遭わないように、応急措置をする。

#### III. 情報収集および対応方針の決定

- ①管理職は全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集を行うとともに、その他の被害について調査する。
- ②管理職は、児童や保護者への説明内容等、今後の対応を決定する。

#### IV. 児童への指導

- ①施錠等、管理について再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。

#### V. 関係機関との連携

- ①管理職は、速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。その後適時報告する。
- ②必要な場合は、地域関係団体・近隣校と連絡をとる。

## 6 不審者・侵入者等の対応

### (1) 平常時の対策

#### I. 来訪者への対応

- ①案内板を設置する。(正門・通用門付近、玄関)
- ②出入り口は正門のみとする。(車両以外は小門のみ)
- ③安全監視員を配置する。(8:30~12:30, 14:30~16:30)
- ④来校者名簿を監視ボックス、玄関に整備し、来校者の出入りを確認する。
- ⑤IDカードや名札の着用を徹底する。
- ⑥声かけ。「こんにちは、用件はお聞きしていますか。」「恐れ入りますが、一度、職員室へお寄り下さい。」

### (2) 危機発生時の対策

#### I. 基本方針

- ①児童の安全確保を第一に。
- ②冷静に対応し、興奮、逆上させない。
- ③可能な限り一人で対応しない。
- ④侵入者に逃げ道を与え、校外へ誘導していけるように対応する。

#### II. 対応の基本

- ①児童の安全・誘導を最優先する。
- ②児童を落ちかせ廊下側から離れた所に集合し、座らせる。
- ③児童の安全確認後、教室を施錠し、教室前廊下で待機する。

#### III. 役割分担

- ①児童の安全確保を最優先にしながら、職員は、次の分担により行動する。

総指揮	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体把握と総指揮、命令。児童の避難の必要性の判断と指示。</li><li>・校内緊急放送。発生時:「王仁の会を(現場)でおこなっていますので、(現場)までお越しください。」 収束時:「校長先生、教頭先生、お客様がお帰りになりました。職員室までお戻り下さい」</li><li>・警察への通報と情報提供。・関係機関への連絡(教育委員会PTA、保護者等)。</li><li>・避難者の確認と避難状況の把握。</li></ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・不審者隔離(校外へ追い出され、校長室等に身柄を確保する)。</li><li>・校内巡回。</li><li>・情報収集、把握、整理。</li></ul>
誘導	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の避難誘導・人員確認・安全確保(教室に児童を入れ施錠)。</li><li>・下校方法決定後の全保護者への連絡。</li><li>・児童の安全下校の確認ないしは集団下校引率。</li></ul>
救護	<ul style="list-style-type: none"><li>・应急救護所の設置、負傷者の応急手当、負傷者氏名の確認とリスト作成</li><li>・救急隊との連携(搬送準備と手配、救急車同乗及び搬送先からの連絡)</li></ul>

### (3) 事後の取組み

- ①警察や教育委員会、近隣校等に正しい情報の詳細を確認、情報交換をする。
- ②校内への侵入を防ぐため、門扉の閉鎖・施錠、学校で入り口の監視等を強化し、学校内外の巡回を行う。

## 7 その他の危機対応

### (1) 弹道ミサイル発射に係る対応

#### ①Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合

- ・速やかに近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・出来るだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。

### (2) 学校への犯罪予告・テロへの対応

- ①爆破予告等の情報があった場合、児童を不安にさせない配慮をする。
- ②当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得る。

### (3) インターネット上の犯罪被害への対応

- ①犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために情報モラル教育の充実に努める。
- ②被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局に相談する。

## 8 安全教育、避難訓練

### (1) 安全教育、避難訓練の必要性

①学校内や登下校時、学校外を含め、あらゆる場面で、危険を認識する能力、危険に極力遭遇しないようにする注意力、危険な状況を回避するための判断力・行動力を養うために安全教育を実施する。

②いざという時に慌てないために、日ごろから、常に冷静さを保ち、教職員の指導の下で整然とした集団行動がとれ、安全に避難することができる態度や能力を養うために避難訓練を年間を通して実施する。

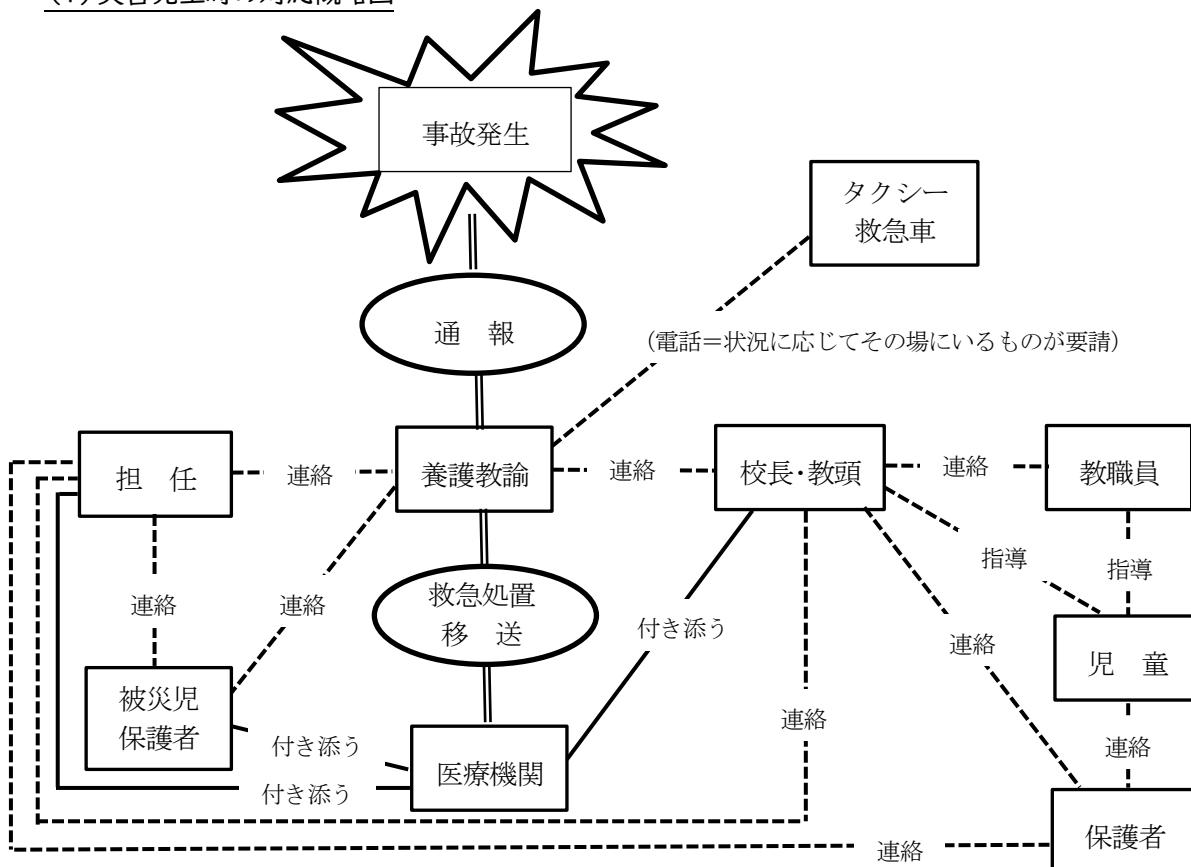
### (2) 各種避難訓練を実施する

- |            |           |            |              |
|------------|-----------|------------|--------------|
| (a)火災<11月> | (b)地震<1月> | (c)風水害<8月> | (d)不審者対応<6月> |
|------------|-----------|------------|--------------|

※ 具体的な避難訓練の細部については、その都度の生徒指導部の避難訓練計画による。

## 9 校内救急体制

### (1) 災害発生時の対応概略図



### (2) 災害発生時の対応

#### ① 医療機関へ移送までの手順

- (ア)救急処置をする。(養護教諭及びその場に居合わせた者が責任をもって行う)
- (イ)移送先の医療機関へ連絡する。(事故の概略と現在の状態について要約して説明)
- (ウ)移送車の手配をする。(タクシー券の利用、場合によっては救急車を呼ぶ)
- (エ)保護者へ連絡をする。(担任または養護教諭が行い、必要な場合病院まで来もらう)
- (オ)移送する。(養護教諭、必要に応じて担任・校長か教頭が付き添い「緊急連絡個人票」を持参する)

#### ② 事後措置

- (ア)管理職に事故の状況を報告する。(管理職は教育委員会への報告を速やかに行う)
- (イ)保護者へ連絡と報告をする。(原因、程度、学校の措置、医療費請求手続き等について説明)
- (ウ)災害の記録を残す。(災害報告書=担任、養護日誌=養護教諭)
- (エ)日本スポーツ振興センター及び枚方市学校園安全共済会の給付金請求手続きをする。(校務分掌担当者)
- (オ)当該事故の原因を究明し、再発防止に向けて安全管理と安全指導の徹底に努める。

### (3)熱中症発生時の対応

#### (ア)涼しい場所への避難

##### (1)脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体からの熱の放散を助ける。ベルト、下着をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルをかけたり、濡らしたりして、体をひやす。
- ・首の付け根の両脇、わきの下、大腿の付け根の全面、股関節部に氷のう等を当てて冷却する。

##### (イ)水分・塩分の補給 (カ)医療機関へ運ぶ

## 10 心のケア

大きな事件、事故、災害等が発生し、児童に強いストレスが加わると、種々の心の健康問題を呈することがある。

心の健康問題については、日ごろから、きめ細かな健康観察を実施し、危機に直面したことによる心身の健康状態の変化を的確に把握できるように、学級担任や養護教諭など、身近な人に気軽に相談しやすい体制づくりや、必要に応じて専門家等の相談を受けやすい環境をつくっておくこと必要がある。

### ①学校内の心のケアの体制づくり

#### (ア)適宜、会議を開催し、状況の把握と児童・生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図る。

##### (イ)家庭訪問や地域の巡回を通して、児童・生徒やその家族の状況確認を行う。

- ・体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどの確認を行う。
- ・配慮を要する児童・生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。

##### (ウ)健康相談活動を行う。

- ・心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。・相談機関を設定して、個別に相談を行う。

##### (カ)心のケアに関する専門的な情報収集と共通理解を図る。

##### (オ)学校医やスクールカウンセラー、専門医等との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じる。

## 11 虐待防止の対応

### (1)虐待を発見したときの学校での対応の流れ

虐待かも?

相談・報告

【校内からの情報】

- ・養護教諭
- ・本人
- ・他の教職員
- ・他の児童

【校外からの情報】

- ・学校医
- ・PTA
- ・前在籍校
- ・主任児童委員
- ・地域住民

【情報の収集】

- ・確認(具体的な内容、時期)
- ・発育状況
- ・経過、家族の状況
- ・聞き取り(子ども、保護者等)
- ・出席状況
- ・チェック項目

【「児童虐待防止マニュアル」参照】

虐待対応担当者

相談・報告

校長・教頭

- ・現時点で分かる範囲の情報収集・情報共有及び現状評価
- ・複数教職員による緊急度の判断と、それに基づいた初期対応
- ・役割(通告者、不明情報の確認者等)を分担した組織的対応

相談・報告 指導

連携

相談・通報・通告

【学校の対応】

- (児童)=・面談
- ・心のケア
- (保護者)=・家庭訪問
- ・事実確認

【関係機関との連携】

- ・大阪府中央子ども家庭センター
- ・まるっとこどもセンター
- ・主任児童委員
- ・交野警察
- ・保護司
- ・人権擁護委員